

住宅改修業者登録制度を 活用してみませんか？

～県民とリフォーム業者さんとのかけ橋～

兵庫県では、一部の悪質なリフォーム業者による被害を防ぐため、県の定める条件を満たすリフォーム業者さんに登録いただき、情報を公開する「住宅改修業者登録制度」を実施しています。県民のリフォーム選択の一助として、本制度を活用してみませんか？

登録によるメリット

- ・本制度は、創設から約20年が経過し、700を超える業者さんにご登録をいただいています。ご登録いただくことで、「リフォーム業者検索システム」上に、業者さんの情報が掲載されるので、受注機会の拡大が期待できます。
- ・ひょうご住まいの耐震化促進事業の補助を受けて実施する改修工事は、住宅改修業者登録制度の登録が必須です。補助を受けた工事の概要（住宅の規模・工事費・耐震性能等）が公表されるので、工事実績のPRにもなります。

制度概要・申請案内



◆登録制度◆
制度概要・登録審査
基準はこちら



◆電子申請システム◆
登録申請はこちら



◆リフォーム業者
検索システム◆
登録業者情報はこちら

登録申請は、電子申請システムまたは郵送により申請してください。
常時申請受付を行っています。審査には1か月要しますのでご了承ください。

お問い合わせ先

住宅政策課住宅行政班
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL : 078-362-9295 (内線75527)
メール: jutakuseisaku@pref.hyogo.lg.jp

